

第3章 機構及び定員の改正 .....	20
---------------------	----

### 第3章 機構及び定員の改正

イノベーション、中小企業支援等、対外経済政策、エネルギー政策、知的財産政策の確実な実施等、効率的かつ効果的な経済産業行政の執行のために必要な機構・定員を以下のとおり措置。

#### 定員

(1) イノベーション、中小企業支援等（新規定員 32人）

AI 研究開発・社会実装の推進、中小企業等経営強化法の施行に伴う体制整備 等。

(2) 対外経済政策（新規定員 5名）

投資協定交渉の加速、対アフリカ政策の強化 等。

(3) エネルギー政策（新規定員 18人）

福島第一原子力発電所事故対応、液化天然ガス政策の推進。

(4) 知的財産政策（新規定員 19人）

特許・商標審査体制の強化 等。

<参考> (単位：人)

2016年度末	経済産業省定員	7,991
2017年度	定員合理化等による削減	▲102
	増員要求	+74
2017年度末	経済産業省定員	7,963

#### 機構

(1) 省内の総合調整機能の強化

各局庁内の総合調整機能を強化するため、とりまとめ課を総務課に改組。

(2) 通商政策局の見直し

国家の相対的な多極化が進む中、地政学的要素に関する情報を収集・分析し、各種リスクや構造変化の可能性を考慮した戦略構築が必要となることからルール形成戦略室を総務課通商戦略室に改組。

(2) 貿易経済協力局の見直し

貿易振興課を、インフラ輸出等を担当する貿易振興課と、対日直接投資等を担当する投資促進課に再編し、日本貿易保険の特殊会社化等を踏まえ、金融ツールに関連する業務を一体的に所掌する通商金融課及び通商金融課資金協力室を新設し、人材面での協力に関する政策を一層強化していく観点から技術協力課を技術・人材協力課に改組。通商ルールのエンフォースメント強化のため、貿易審査課特殊関税等調査室を新設。

(3) 産業技術環境局の見直し

エネルギー・環境イノベーション戦略を受け、地球環境保全に関する技術のうち、革新的な技術に関する研究開発の推進を強化するため、研究開発課エネルギー・環境イノベーション戦略室を新設。

(4) 商務情報政策局の見直し

近年の革新的技術の発達によるソフトウェア・ハードウェアのボーダレス化等を踏まえ、情報処理振興課及び情報通信機器課を情報技術利用促進課及び情報産業課に再編し、日本の生活文化関連商品及び役務の海外での需要開拓の必要性の増大、コンテンツ産業の更なる活性化と新たな産業の創出に向けた政策を担うため、生活文化創造産業課及び文化情報関連産業課をクールジャパン政策課及びコンテンツ産業課に改組し、省内の消費に関する政策を一体的に取り組む課として消費・流通政策課を新設。

(5) その他

技術総括審議官を技術総括・保安審議官に、商務流通保安審議官を商務・サービス審議官に名称変更。通商政策局通商機構部に国際経済紛争対策官、産業技術環境局に基準認証戦略企画官を設置。